

介護予防訪問サービスの対象者について（平成30年4月～）

対象者の目安	基準
<p>下記要件のいずれかに該当する者</p> <p>①身体介護が必要な方</p> <p>②認知機能の低下による日常生活に支障をきたすような行動や意思疎通の困難さがみられる方</p> <p>③精神疾患等があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある等の理由により訪問介護員による専門的な支援が必要と判断された方</p> <p>④上記①～③に該当しない場合でも、心身の状態像、家族の支援の状況などを十分にアセスメントし、訪問介護員による専門的な支援が必要と判断された方。</p> <p>※生活支援訪問サービスの対象者であっても、地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能。</p>	<p>①障害高齢者の日常生活自立度A以上かつ身体介護が必要な方</p> <p>②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上または、主治医から認知症の診断を受けている方</p> <p>③主治医意見書や障害者手帳等により、疾病や障害の程度が確認できること。</p> <p>④（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な方 ・ゴミ屋敷となっている方や社会と断絶している方などの専門的な支援を必要とする方 ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある方 等

※この対象者の目安は、平成30年4月1日より適用する。